

四日市港管理組合公報

第1061号

令和3年3月1日

月曜日

目次

規 則

- 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務課) 2
- 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 4
- 四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 10
- 四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課) 12
- 四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する (総務課) 13

規則

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第8号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和46年四日市港管理組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式

特 殊 勤 務 実 績 簿

年 月 分		所属名		職 氏 名			
所 属 長 の 確 認	直接監督者 の 確 認	従 事 月 日	従事した業務 内 容	手当の 種 類	手 当 支 給 額	備 考	
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
		月 日		手当	円		
計		日			円		

- 注 1 この実績簿は、日額で定められている手当について作成する。
 2 任命権者は、必要に応じて所要事項を具備したうえで、内容の一部を変更することができる。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第9号

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則(昭和41年四日市港管理組合規則第16号)
の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第7条、第9条関係）

旅行命令（依頼）書

所属名	年度	発令日	旅行期間		旅行命令権者の確認			
			自至	泊日間				
	年度	年 月 日	年 月 日	年 月 日				

用務	用務先			
	用務先	目的施設名等	所在地	到着日
	用務先①			
	用務先②			
	用務先③			
	用務先④			
	用務先⑤			
	その他用務先			

概算払精算書
旅費精算額の内容は、旅費概算請求書の計算内容と同一です。

旅行者氏名	概算払	旅行手段	自宅より直行 自宅へ直帰 (住 所 地)	通勤手当 との調整	備 考 (その他特記事項等)
	円	1 公共交通機関 2 公用車 3 自家用車	行 帰 ()	有 無	
		1 公共交通機関 2 公用車 3 自家用車	行 帰 ()	有 無	
		1 公共交通機関 2 公用車 3 自家用車	行 帰 ()	有 無	
		1 公共交通機関 2 公用車 3 自家用車	行 帰 ()	有 無	

精 算 日	支出命令 権者の確 認
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

- 備考 1 旅行命令等の変更又は取消しは朱書すること。
 2 旅行者欄に不足を生じる場合は、旅行者欄と同様のものを続紙として用いること。
 3 任命権者は、必要に応じて記載事項の一部を変更することができる。

(規格A4)

第2号様式 (第9条関係)

旅 費 請 求 書 (概算・精算)

様	年度	請求者	所属名						職名	職務の級	氏名									
	年度																			
請求額	左記のとおり旅費を請求します。 年 月 日														領収年月日	領収確認				
円	左記の金額の領収方に委任済であります。																			
月日	用務地	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船(航空・バス)賃				車賃		旅行雑費	宿泊料		合計	
						路程	運賃	急行料金等	計	路程	運賃	特別船室料金等	計	路程	実費額定額	実費額	夜数	定額		
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
月日																				
合計																				0
摘要																				

(規格A4)

備考

- 1 旅費明細欄に不足を生じる場合は、旅費明細欄と同様のものを続紙として用いること。
- 2 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返済額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。
- 3 旅費明細の合計額は1回の旅行ごとに記入すること。
- 4 旅行雑費の実費額及び内容は、摘要欄に記入すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。
 - イ 条例第31条第2項の規定により別に定める旅費を請求する場合は、その取扱いについての理由書又は参考資料
 - ロ その他必要と認める書類

第3号様式 (第9条関係)

赴任旅費請求書(概算・精算)

様 請求者	所属名	職名	職務の級	氏名		請求理由											
						採用又は転任の区分 採用又は転任年月日 赴任年月日 移転年月日 旧所属名 旧居住地 新居住地 転任後入る住宅の区分											
請求額			領収年月日		領収確認												
円																	
上記のとおり旅費を請求します。				年 月 日													
上記の金額の領収方				に委任済であります。													
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄道賃				船(航空・バス)賃			車賃		宿泊料	合計		
					路程	運賃	急行料金等	計	路程	運賃	特別料金等	計	路程	実費額定額		夜数	定額
					km	円	円	円	km	円	円	円	km	円	夜	円	円
合計																	
移転料	路程定額		既支給額	差引支給額		着後手当		宿泊料		計							
	km	円	円	円				夜	円	円							
扶養親族 移転料	区分	人員	鉄道賃	船賃	車賃	宿泊料	着後手当	計									
	12才以上	人	円	円	円	円	円	円									
	6才以上12才未満																
	6才未満																
	計																
摘要																	

(規格A4)

備考

- 1 請求理由欄には、該当事項のほか必要な事項を詳細に記入すること。
- 2 扶養親族移転料のみを請求する場合は、本人分の旅費を朱書すること。
- 3 旅費明細欄に不足を生じる場合は、明細欄と同様のものを続紙として用いること。
- 4 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返納額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。
 - イ 条例第22条に規定する移転料を請求する場合は、職員の移転を証明する書類及び扶養親族を移転する場合にはその旨を証明する書類
 - ロ 条例第22条第3項又は規則第18条第1項第5号ただし書の規定に該当する場合は、その期間延長の承認書の写し
 - ハ 職員が移転後入る住宅が借家又は借間等の場合で、条例第23条に規定する着後手当を請求する場合は、借受けを証明する書類
 - ニ 条例第24条に規定する扶養親族移転料を請求する場合は、赴任に伴い移転する扶養親族の氏名及び年齢並びにその移転を証明する書類

附 則

- 1 この規則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第10号

四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合個人情報保護条例施行規則（平成21年四日市港管理組合規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第12条関係）			別表（第12条関係）		
区分	開示の実施の方法	費用の額	区分	開示の実施の方法	費用の額
1 文書 又は図 画	複写機により用紙に複写したものの交付（ <u>日本産業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)	1 文書 又は図 画	複写機により用紙に複写したものの交付（ <u>日本工業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)
		(略)			(略)
2 電磁 的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（ <u>日本産業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)	2 電磁 的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（ <u>日本工業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)
		(略)			(略)

	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額		(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場については、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(略)	(略)		(略)	(略)
3	(略)	(略)	3	(略)	(略)

備考			備考		
1	(略)		1	(略)	
2	区分1及び区分2(1)の場合において、 <u>日本産業規格A3判</u> を超える大きさの用紙を用いるときは、 <u>日本産業規格A3判</u> に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。		2	区分1及び区分2(1)の場合において、 <u>日本工業規格A3判</u> を超える大きさの用紙を用いるときは、 <u>日本工業規格A3判</u> に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。	
3	(略)		3	(略)	

第10号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第11号

四日市港管理組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合情報公開条例施行規則（平成14年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
区分	開示の実施の方法	費用の額	区分	開示の実施の方法	費用の額
1 文書 又は図 画	複写機により用紙に複写したものの交付（ <u>日本産業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)	1 文書 又は図 画	複写機により用紙に複写したものの交付（ <u>日本工業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)
		(略)			(略)
2 電磁 的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（ <u>日本産業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)	2 電磁 的記録	(1) 用紙に出力したものの交付（ <u>日本工業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)
		(略)			(略)
	(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額		(2) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（ <u>非開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該</u>

			電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額)
	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 区分1及び区分2(Ⅱ)の場合において、日本産業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本産業規格A3判に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 区分1及び区分2(Ⅱ)の場合において、日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさを換算した枚数分の費用の額とする。
- 3 (略)

第10号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第12号

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会規則(平成30年四日市港管理組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第7条関係）			別表（第7条関係）		
区分	交付の方法	費用の額	区分	交付の方法	費用の額
1 文書 又は図 画	複写機により用紙に複写したものの交付（ <u>日本産業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)	1 文書 又は図 画	複写機により用紙に複写したものの交付（ <u>日本工業規格 A3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)
		(略)			(略)
2 電磁 的記録	用紙に出力したものの交付（ <u>日本産業規格 A 3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)	2 電磁 的記録	用紙に出力したものの交付（ <u>日本工業規格 A 3 判</u> 以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	(略)
		(略)			(略)
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 <u>日本産業規格 A3 判</u> を超える大きさの用紙を用いるときは、 <u>日本産業規格 A3 判</u> に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。			2 <u>日本工業規格 A3 判</u> を超える大きさの用紙を用いるときは、 <u>日本工業規格 A3 判</u> に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載していません。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

